

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月19日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多 津 子
同	田 中 惟 允
同	若 林 か ず み

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
内 野 正 博	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
芝 池 多 津 子	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
田 中 惟 允	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日
若 林 か ず み	令和5年11月14日 ~ 令和6年1月29日

監 査 結 果 報 告 書

令和5監査年度 第2回

(令和5年12月～令和6年1月定期監査)

(令和5年11月工事監査)

(令和5年12月～令和6年1月財政的援助団体等監査)

令和6年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	
1	監査の実施方針	3
2	監査等の種類、対象	3
3	監査対象機関	3
4	監査における重点事項	5
5	委員実地監査実施日	5
6	監査等の実施内容	5
7	監査の結果	6
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧	6
	(2) 指摘事項等の内容別	8
	(3) 所属別	12
	(ア) 本庁	
	医療政策局	12
	行政委員会	14
	(イ) 出先機関	
	知事公室	16
	総務部	16
	文化・教育・くらし創造部	17
	こども・女性局	19
	福祉医療部	20
	医療政策局	23
	水循環・森林・景観環境部	24
	産業・観光・雇用振興部	26
	観光局	26
	食と農の振興部	26
	県土マネジメント部	27
	地域デザイン推進局	33
	教育委員会	33
	警察本部	40
	(ウ) 監査重点事項の結果	42
	(エ) 監査の総括	42
第2	工事監査	
1	監査の実施方針	43
2	委員実地監査実施日	43
3	監査対象工事	43
4	監査の結果	43
第3	財政援助団体等監査	
1	監査の実施方針	44
2	監査実施状況	44
3	監査の結果	44
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	45

公立大学法人奈良県立医科大学-----	45
地方独立行政法人奈良県立病院機構-----	46
公立大学法人奈良県立大学-----	47
公益財団法人奈良県地域産業振興センター-----	49
株式会社東急コミュニティー-----	50
PFI 奈良賑わいと交流拠点株式会社-----	50

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の96所属（本庁9所属、出先機関87所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和4年度の組織（令和5年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)		所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室		0 (4)	地域デザイン推進局		1 (2)
総 務 部		3 (1)	教 育 委 員 会		0 (29)
文化・教育・くらし創造部		1 (6)	行 政 委 員 会	0 (2)	
こども・女性局		0 (3)	警 察 本 部		0 (8)
福 祉 医 療 部		0 (9)	合 計	7 (2)	12 (75)
医 療 政 策 局	7 (0)	0 (1)			
水循環・森林・景観環境部		0 (2)			
産業・観光・雇用振興部		0 (3)			
観 光 局		0 (2)			
食と農の振興部		0 (3)			
県土マネジメント部		7 (2)			

注：（ ）の数字は外数

実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和5監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「重要物品の登録・管理状況等について」

県が調達する物品は、必要性を検討した上、適時に適切な調達を行い、目的に応じ効果的に活用され、良好な状態で厳正に管理されなければならない。

また、一方で、今後の活用が見込まれない物品は、速やかに処理方針を決定し、適切に処理を行う必要がある。

特に高額な物品（重要物品 1件100万円以上）は、財産調書に記載することになっているが、これまでの監査で、財産調書への記載漏れや、保管状況が適切でないもの、重要物品について、備品管理簿の整理等を怠っているものが散見された。

このような状況を踏まえ、重要物品の取扱いや管理体制について、合规性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、重要物品に係る登録・管理が適正に行われることを目的として、監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和5年12月5日～令和6年1月29日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和4年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて令和5年度及び過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項										注意事項										合計	
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等		
知事公室																						0
総務部			1	1											2				2			6
文化・教育・くらし創造部		1		3	1									2								7
こども・女性局																						0
福祉医療部				5				2				2	1	1	1				2		1	15
医療・介護保険局																						0
医療政策局			1	2	1	1								3	1	1			1			11
水循環・森林・景観環境部				2							1	1		2					1		2	9
産業・観光・雇用振興部				1																		1
観光局								1														1
食と農の振興部				1				1														2
県土マネジメント部	2	1	2		4		1					2	2	2	2				1			19
地域デザイン推進局				1				1				1										3
会計局																						0
水道局																						0
議会事務局																						0
教育委員会				5	3			2						5	2				3			20
行政委員会																					1	1
警察本部	1			3					1			1		1						1		8
小計	3	2	4	24	9	1	1	7	1	0	1	7	3	16	8	1	0	10	1	4		103
合計	52										51										103	
	(40)										(23)										(63)	

※ () 内の数字は、昨年度第2回報告(令和4年12月～令和5年1月定期監査分)の件数
 ※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(52件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	執行体制	証拠品車両損傷事件に係る損害賠償の発生について	1	橿原警察署
	内部統制	内部統制の強化・充実について	2	奈良土木事務所、郡山土木事務所
予算の執行	予算の執行	会計年度を誤った支出事務について	1	郡山土木事務所
		歳入科目の誤りについて	1	美術館
収入	収入の調定	河川占用料の調定事務の遅延について	1	奈良土木事務所
	収入事務	法人事業税等の還付の誤りについて	1	奈良県税事務所
	収入未済	貸付金に係る不十分な債権管理について	1	医師・看護師確保対策室
		雑入に係る不十分な債権管理について	1	奈良土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	17	自動車税事務所、野外活動センター、消費生活センター、郡山保健所、吉野保健所、保健研究センター、藤の木学園、フォレストアカデミー、景観・環境総合センター、高等技術専門校、家畜保健衛生所、中和公園事務所、磯城野高等学校、榛生昇陽高等学校、奈良南高等学校、大淀養護学校、吉野警察署
	支出命令	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	橿原考古学研究所
		支出事務に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	十津川高等学校
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて	1	疾病対策課
		委託料の過払いについて	1	疾病対策課

		需用費の二重払いについて	1	橿原警察署
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	郡山保健所
	その他	資金前渡に係る不適切な現金管理について	1	奈良警察署
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	8	健康推進課、奈良土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、吉野土木事務所、奈良北高等学校、桜井高等学校、十津川高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	橿原公苑
補助金等	その他	補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について	1	疾病対策課
財産	県有財産の管理	公有財産の不適切な管理について	1	吉野土木事務所
物品	物品の取得、処分	公用車の自動車検査の不実施について	1	家畜保健衛生所
		公用車の自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険契約の未締結について	1	奈良公園事務所
		重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて	5	郡山保健所、吉野保健所、奈良春日野国際フォーラム、王寺工業高等学校、高田高等学校
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	桜井警察署

(イ) 注意事項(51件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	フォレスターアカデミー
予算の執行	予算の執行	物品購入契約に係る不適切な支払処理について	1	中和土木事務所
		支出科目の誤りについて	6	吉野保健所、藤の木学園、フォレスターアカデミー、中和土木事務所、県営住宅管理事務所、榎原警察署
収入	収入の調定	調定事務の誤りについて	2	中和福祉事務所、郡山土木事務所
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りについて	1	五條土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	3	榎原文化会館、五條土木事務所、大和広陵高等学校
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	3	薬務課、郡山保健所、フォレスターアカデミー
		需用費の過払いについて	2	吉野土木事務所、磯城野高等学校
		扶助費の過払いについて	1	疾病対策課
		役務費の誤払いについて	1	消費生活センター
		報酬の誤払いについて	1	ろう学校
		需用費の誤払いについて	1	榎原警察署
		支払遅延による過年度支出の発生について	2	健康推進課、大和中央高等学校
	公課費等の二重払いについて	1	フォレスターアカデミー	
その他	費用弁償の誤支給及び過年度支出の発生について	1	大和中央高等学校	
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	4	地域医療連携課、郡山土木事務所、宇陀土木事務所、

				大宇陀高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	2	奈良県税事務所、中南和県税事務所
		建設工事請書を徴収していない契約について	2	藤の木学園、奈良南高等学校
補助金等	補助金等の 交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	1	疾病対策課
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	9	疾病対策課、奈良県税事務所、中南和県税事務所、郡山保健所、保健研究センター、フォレスターアカデミー、幹線街路整備事務所、ろう学校、奈良養護学校
		重要物品の報告の遅延について	1	榛生昇陽高等学校
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	高田警察署
切手等	郵便切手の 保有	郵便切手の過大な保有について	4	郡山保健所、フォレスターアカデミー、景観・環境総合センター、人事委員会事務局

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
医療政策局	地域医療連携課	令和6年 1月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額12,760,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
	医師・看護師確保対策室	令和6年 1月25日	<p>貸付金に係る不十分な債権管理について</p> <p>看護師等修学資金貸付金の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続を令和4年4月以降実施していなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	病院マネジメント課	令和6年 1月25日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	健康推進課	令和6年 1月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計144,525,770円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないも</p>

			<p>のとされているが、上記のうち2件(契約額合計144,500,770円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の委託料(1件135,000円)について、令和4年8月に令和4年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	<p>疾病対策課 (新型コロナワクチン接種推進室含む)</p>	<p>令和6年 1月25日</p>	<p>補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県第一種及び第二種感染症指定医療機関運営事業費補助金について、令和2年度において交付した事業費が他の補助金と重複し、交付額が過大となっていた事例が6件(過大となっていた交付額合計13,780,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>扶助費の過払いについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の扶助費(肝炎医療費)について、受給者証の自己負担限度額を誤ったため、過払いしていた事例が1件(過払い額60,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県肝炎治療特別促進事業実施要綱等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の報償費について源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が不足していた事例が5件(源泉徴収不足額合計273,842円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(7,000円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

			<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計 2,919,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>委託料の過払いについて</p> <p>令和4年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 2,455,332円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>
	薬務課	令和6年 1月25日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 14,280円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p>
行政委員会	人事委員会事務局	令和6年 1月23日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を</p>

			<p>超えて多額（保有残高 70,278 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	労働委員会事務局	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	旅券事務所	令和6年 1月23日	同上
	外国人支援センター	令和6年 1月23日	同上
	消防学校	令和6年 1月23日	同上
総務部	自治研修所	令和6年 1月23日	同上
	奈良県税事務所	令和5年 12月19日	<p>法人事業税等の還付の誤りについて 法人事業税等について、令和4年度に誤って法人に還付していた事例が2件（還付金額合計 1,496,300円）認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、地方税法等に基づき、税務事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 514,800円）認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に組み込まれたい。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和</p>

			<p>4年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	中南和県税事務所	令和5年 12月19日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額963,050円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	自動車税事務所	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額58,300円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
文化・教育・暮らし創造部	橿原文化会館	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担</p>

			<p>行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 303,600 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
美術館	令和6年 1月23日	歳入科目の誤りについて	<p>令和4年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、使用料で収納していた事例が1件（収入済額合計 337,700 円）認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。（指摘事項）</p>
橿原考古学研究所	令和6年 1月29日	資金前渡に係る不適切な事務処理について	<p>令和4年度の海外出張に伴う現地支払のための需用費、役務費並びに使用料及び賃借料について、資金前渡日以前に職員の立替により日本円から外貨へ両替した事例が1件（両替額 89,170 円）認められた。</p> <p>立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令並びに奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違反して支出することになるので、今後は、同法及び関係通知等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
図書情報館	令和6年 1月23日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
野外活動センター	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について	<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が22件（契約額合計 3,541,509 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
橿原公苑	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結す</p>

			<p>るときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 1,034,730円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 116,230円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	消費生活センター	令和6年 1月23日	<p>役務費の誤払いについて</p> <p>令和4年度の役務費について、金額を誤って支出した事例が1件（誤払い額 32,360円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 96,140円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
こども・女性局	女性センター	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	中央こども家庭相談センター	令和6年 1月23日	同上
	高田こども家庭相談センター	令和6年 1月23日	同上

福祉医療部	郡山保健所	令和6年 1月23日	<p>郵便切手の過大な保有について 令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高 77,506円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和4年度の役務費(令和4年9月分から令和5年3月分の電信電話料金)の自動口座振替払の資金前渡において、予定金額に残額が生じたため、精算すべき期間内に精算を行わなければならないのに、6か月以上、かつ、会計年度経過後の出納整理期間も経過してその手続を行っていなかった事例が2件(合計金額 476円)認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 12,850円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車6台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,004,300円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行</p>
-------	-------	---------------	---

			<p>為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>
中和保健所	令和6年 1月23日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
吉野保健所	令和6年 1月23日		<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度のプリンター及び飼料の購入契約について、経費の性質が備品及び飼料購入代金であることから予算科目を備品購入費及び需用費飼料費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が2件(契約額合計40,962円)認められた。令和4年7月及び9月にその誤りに気がつき、支払後速やかに所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額27,610円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の2件について、奈良県会計規則第</p>

			<p>42 条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。（指摘事項）</p>
保健研究センター	令和 6 年 1 月 2 3 日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 6 件（契約額合計 736,670 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 4 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上の事例が 2 件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に 6 か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成 30 年 10 月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和 3 年度及び令和 4 年度において、公用車 1 台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>	
中和福祉事務所	令和 6 年 1 月 2 3 日	<p>調定事務の誤りについて</p> <p>過年度事業返還金収入について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が 1 件（過大額 28,247 円）認められた。令和 5 年 1 月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p>	
吉野福祉事務所	令和 6 年 1 月 2 3 日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>	

	心身障害者福祉センター	令和6年 1月23日	同上
	身体障害者更生相談所	令和6年 1月23日	同上
	藤の木学園	令和6年 1月23日	<p>支出科目の誤りについて 令和4年度の工事請負契約等について、経費の性質に基づく予算科目で支出すべきであったのに、誤った予算科目で支出していた事例が4件（契約額合計 713,628 円）認められた。その態様の内訳は、①経費の性質が通信費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件、②経費の性質が施設使用料であることから使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件、③経費の性質が工事請負代金であることから工事請負費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件となっていた。令和4年11月及び令和5年1月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約等について支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（契約額合計 780,780 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について 建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和4年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が2件（契約額合計 663,300 円）認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
医療政策局	精神保健福祉センター	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

<p>水循環・森林 ・景観環境部</p>	<p>フォレスター アカデミー</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>支出科目の誤りについて 令和4年度の車両の借上げ契約について、経費の性質が車両借上げ代金であることから予算科目を使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 40,150 円）認められた。令和4年7月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 また、令和3年度の防護服の購入について、経費の性質が消耗品購入代金であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、備品購入費で支出していた事例が1件（契約額 622,391 円）認められた。令和4年3月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>公課費等の二重払いについて 令和3年度の車検に係る点検費用等について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件（契約額合計 555,907 円）認められた。令和4年3月及び4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みされたい。（注意事項）</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が7件（保険料 120,160 円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>郵便切手の過大な保有について 令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 79,096 円）となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図る</p>
--------------------------	-------------------------	-----------------------	--

			<p>よう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度及び令和4年度において、公用車9台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件(契約額合計 1,090,870円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みされたい。(注意事項)</p>
	<p>景観・環境総合センター</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高 154,652円)となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額合計 585,181円)認められた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
産業・観光・雇用振興部	高等技術専門学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 40,260円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	産業会館	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	奈良しごとiセンター(高田しごとiセンター含む)	令和6年 1月23日	同上
観光局	奈良まほろば館	令和6年 1月23日	同上
	奈良春日野国際フォーラム	令和6年 1月23日	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品4件について、所在が不明である事例が認められた。 また、上記の4件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>
食と農の振興部	北部農業振興事務所	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	南部農林振興事務所	令和6年 1月23日	同上
	家畜保健衛生所	令和6年 1月23日	<p>公用車の自動車検査の不実施について 公用車については、道路運送車両法により自動車</p>

			<p>の使用者に2年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自動車検査を実施していないまま使用していた事例が認められた。</p> <p>自動車検査の不実施の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、同法に基づき、公用車の管理を徹底し再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計182,655円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
<p>県土マネジメント部</p>	<p>奈良土木事務所</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和4年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、本来納期限とすべき日が経過した後(最長で2か月経過)に納入の通知等を行っていた事例が139件(調定額合計1,967,264円)認められた。その態様の内訳は、①納入の通知を納期限より後に行っていた事例が129件、②調定及び納入の通知を納期限より後に行っていた事例が10件となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>雑入に係る不十分な債権管理について</p> <p>雑入(路面清掃費用)の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続を令和2年12月以降実施していなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等に</p>

			<p>ついて、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 11,712,690円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件（契約額合計 11,712,690円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	郡山土木事務所	令和6年 1月12日	<p>調定事務の誤りについて</p> <p>ガス管路の敷設に係る行政財産使用料について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が1件（過大額 28,747円）認められた。令和4年12月にその誤りに気が付き、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 968,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契</p>

			<p>約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 44,000 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>会計年度を誤った支出事務について</p> <p>令和4年度の土地売買契約について、令和5年5月2日に土地の登記を完了し、引き渡しを受け、令和5年度予算から支出すべきであるのに、令和4年度予算から支出していた事例が1件（契約額 356,898 円）認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、支出事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
高田土木事務所	令和6年 1月12日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 3,669,160 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,705,000 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正</p>

			<p>な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
中和土木事務所	令和6年 1月12日	<p>支出科目の誤りについて 令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が4件(契約額合計 53,200円)認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が25件(契約額合計 161,616,964円)認められた。 その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が7件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が17件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の19件(契約額合計 120,029,700円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品購入契約に係る不適切な支払処理について 物品購入契約については、当該行為の履行があった日の属する年度に支払いをしなければならないのに、令和3年度に納品を受けた物品について、会計年度を超えて購入代金を分割払いしている事例が1件(契約額 77,760円)認められた。令和4年5月にその誤りに気づき、所要の手続を行っていた。 今後は、地方自治法施行令に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備</p>	

			備に取り組みたい。 (注意事項)
宇陀土木事務所	令和6年 1月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計 31,757,521円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の8件（契約額合計 31,757,521円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	
吉野土木事務所	令和6年 1月12日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>吉野土木事務所の敷地において、電柱が設置されて使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>需用費の過払いについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の需用費（電気代）について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 11,020円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件（契約額合計 35,155,372円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が11件（うち会計年度経過後の出</p>	

		<p>納整理期間に行っていた事例が 8 件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上 3 か月未満の事例が 4 件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 1 件)、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 3 か月以上の事例が 3 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の 18 件(契約額合計 35,155,372 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
五條土木事務所	令和 6 年 1 月 1 2 日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和 5 年 1 月分から同年 3 月分の砂利採取認可申請手数料の実績について、証紙収納簿には実績額を 33,900 円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って 0 円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が 33,900 円過小となっていて、令和 4 年度の決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 16 件(支出負担行為額合計 259,657,536 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
幹線街路整備事務所	令和 6 年 1 月 2 3 日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に 6 か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成 30 年 10</p>

			<p>月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	流域下水道センター	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 23,694円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	奈良公園事務所	令和5年 12月5日	<p>公用車の自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険契約の未締結について</p> <p>公用車については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられているとともに、自動車損害賠償保障法により自動車損害賠償責任保険契約の締結が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自動車検査を実施せず、自動車損害賠償責任保険の契約を締結していないまま使用していた事例が認められた。</p> <p>自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険の未締結の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、これらの法に基づき、公用車の管理を徹底し再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	県営住宅管理事務所	令和6年 1月23日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 10,000円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>
教育委員会	社会教育センター	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

	青翔中学校	令和6年 1月23日	同上
	奈良朱雀高等学校	令和6年 1月23日	同上
	山辺高等学校	令和6年 1月23日	同上
	生駒高等学校	令和6年 1月23日	同上
	奈良北高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 436,150 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならないが、上記のうち1件（契約額 69,300 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	大和中央高等学校	令和6年 1月23日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の職員旅費（2件 1,810 円）について、令和4年6月に令和4年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まなければならない。（注意事項）</p> <p>費用弁償の誤支給及び過年度支出の発生について</p> <p>令和3年度及び令和4年度の費用弁償について、事務処理を誤ったため、過少な支給となっていた事</p>

			<p>例が 19 件（支給不足額 50,112 円）認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、上記のうち令和 3 年度の費用弁償 11 件（支給不足額 25,524 円）について、令和 5 年 3 月に令和 4 年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、会計年度任用職員の給与等に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努めるとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	添上高等学校	令和 6 年 1 月 23 日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	磯城野高等学校	令和 6 年 1 月 23 日	<p>需用費の過払いについて</p> <p>令和 4 年度の需用費について、金額を誤って支出した事例が 1 件（過払い額 10,657 円）認められた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が 2 件（契約額合計 58,688 円）認められた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	桜井高等学校	令和 6 年 1 月 23 日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 2 件（契約額合計 129,800 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が 1 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相</p>

			<p>手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 81,840 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
大字陀高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 830,830 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	
榛生昇陽高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 733,700 円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>重要物品の報告の遅延について</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出してい</p>	

			<p>た。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行われたい。（注意事項）</p>
王寺工業高等学校	令和6年 1月23日	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。（指摘事項）</p>	
大和広陵高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額48,950円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	
高田高等学校	令和6年 1月23日	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。また、重要物品1件について、備品管理簿への記載漏れが認められた。</p> <p>また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、1件は所在が不明であるのに記載し、もう1件は現物が設置されているのに記載せず、会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。（指摘事項）</p>	
御所実業高等学校	令和6年 1月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>	

	青翔高等学校	令和6年 1月23日	同上
	奈良南高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 474,925円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について 建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和3年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 221,991円）認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	五條高等学校	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	十津川高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出事務に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について 令和3年度の役務費（電話料金）について、事前に入金していた資金前渡口座の資金から支払うべきであるのに、職員が私費で支払っていた事例が1件（支出額 5,997円）認められた。また、上記の1件では支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息（延滞利息額 52円）が生じていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後</p>

			<p>に行っていた事例が2件（契約額合計 1,406,790円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,364,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
盲学校	令和6年 1月23日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
ろう学校	令和6年 1月23日		<p>報酬の誤払いについて</p> <p>令和4年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が2件（過払い額 31,252円、過少額 31,252円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>
奈良養護学校 （整肢園分校を含む）	令和6年 1月23日		<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>

	奈良西養護学校	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	二階堂養護学校	令和6年 1月23日	同上
	高等養護学校	令和6年 1月23日	同上
	明日香養護学校	令和6年 1月23日	同上
	西和養護学校	令和6年 1月23日	同上
	大淀養護学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 24,750 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
警察本部	奈良警察署	令和6年 1月23日	<p>資金前渡に係る不適切な現金管理について</p> <p>令和5年1月に資金前渡された捜査費について、幹部職員が翌月初めに精算すべきところ、私的に持ち出していた事案が1件（金額 235,000 円）認められた。なお、私的に持ち出した現金は本人より全額返還され、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、捜査費に係る現金の保管管理を徹底し、不適正事案の再発防止に努めるべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>
	生駒警察署	令和6年 1月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	郡山警察署	令和6年 1月23日	同上
	桜井警察署	令和6年 1月23日	<p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計3件、県側損害額合計 329,912 円、うち県側過失割合 100%のもの3件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>

	<p>橿原警察署</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>証拠品車両損傷事件に係る損害賠償の発生について 令和4年9月に橿原警察署で保管していた証拠品車両を職員が移動させる際、盗難等防止装置を施したまま前進したことにより、車両を損傷させたため、令和4年12月議会の議決を経て81,615円の賠償金を支出していた事案が認められた。 今後は、車両移動させる際の安全確認を徹底し、再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>需用費の誤払いについて 令和4年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件(支出額10,890円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>需用費の二重払いについて 令和3年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額336,901円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りにについて 令和4年度のガス空調設備給水冷温機修繕について、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役員費で支出していた事例が1件(契約額26,180円)認められた。令和4年8月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 また、令和3年度の空調機ラジエーター粉塵除去作業について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役員費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額9,900円)認められた。令和3年11月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p>
	<p>高田警察署</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計4件、県側損害額合計24,106円、うち県側過失割合100%のもの4件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。(注意事項)</p>
	<p>五條警察署</p>	<p>令和6年</p>	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意</p>

		1月23日	見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野警察署	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 223,718 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

（ウ） 監査重点事項の結果

重要物品の登録・管理状況等については、指摘事項として報告すべき事項が6件、注意事項として報告すべき事項が8件認められた。

（エ） 監査の総括

指摘事項等の要因としては、「担当者の知識の不足や認識の誤り」だけでなく、「会計事務の認識はあったが、他の業務を優先させたことによる遅延」や「所属としての進捗管理の不足」によるものが見受けられた。

今後、執行機関は、職員の会計例規に対する知識の向上、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理と、内部統制に関する取組を充実させる必要がある。また、会計事務の電子化を推進し、業務の標準化・効率化などに取り組まれない。

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

令和5年11月14日

3 監査対象工事

道路建設課

中町「道の駅」整備工事

奈良市中町・石木町 地内

[工事概要]

道路の通行者及び利用者の利便性の向上を図り、並びに観光に関する情報の発信、地場産品等の販売等により地域振興に寄与するとともに、災害時における災害応急対策に資するための防災「道の駅」の土木工事を実施する。

工事概要：工事延長 L=240m、街渠工 L=2,480m、雨水排水工 L=1,491m、シェルター工 N=6基

契約工期：令和5年3月24日～令和6年3月11日

契約金額：368,845,400円

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	0	2	6

※県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人（出資団体）であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
1	1	1	3

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
財産	財務諸表等への計上誤りについて	1	公立大学法人奈良県立大学

注意事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	通勤手当の誤認定について	1	公立大学法人奈良県立大学

意見事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和6年1月29日
-----	----------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000 円は、全額県の出資

イ 令和4年度の補助金等は次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	5,063,331,000 円
中期目標達成促進補助金等	7,971,405,160 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	25,900,503,104	固定負債	24,488,336,014
流動資産	19,427,441,026	流動負債	14,915,736,436
		負債合計	39,404,072,450
		資本金	20,066,173,000
		資本剰余金	△15,489,272,132
		利益剰余金	1,346,970,812
		純資産合計	5,923,871,680
合 計	45,327,944,130	合 計	45,327,944,130

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	56,570,689,128	経常収益	57,541,442,609
臨時損失	22,275,458	臨時利益	39,847,864
総費用合計(a)	56,592,964,586	総収益合計(b)	57,581,290,473
当期純利益(b)-(a)=(c)	988,325,887	前期繰越欠損金(d)	0
積立金(c)+(d)	988,325,887		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和6年1月23日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255 円は、全額県の出資

イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,432,246,000 円

小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 5,514,826,500 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	37,191,367,574	固定負債	43,351,424,735
流動資産	8,782,908,155	流動負債	10,494,984,132
		負債合計	53,846,408,867
		資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△9,515,130,393
		純資産合計	△7,872,133,138
合 計	45,974,275,729	合 計	45,974,275,729

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	38,361,194,731	営業収益	38,929,494,601
営業外費用	1,880,244,487	営業外収益	298,991,757
臨時損失	63,049,473	臨時利益	2,620,549,777
総費用合計(a)	40,304,488,691	総収益合計(b)	41,849,036,135
当期純利益(b)-(a)=(c)	1,544,547,444	前期繰越欠損金(d)	△11,059,677,837
次期繰越欠損金(c)+(d)	△9,515,130,393		

(4) 監査の結果

経営改善の取組について（意見事項）

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和4年度の決算では、年度計画における計画額であった純損失10億6,000万円と比較し、26億455万円上回る当期純利益15億4,455万円を計上した。

令和4年度決算では、医業収益等が増加したものの、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少による補助金等収益が減少したことなどにより営業収益が減少したこと、給与費、材料費等の医業費用の増加に伴い営業費用が増加したことにより、営業利益は前年度と比べ30億3,143万円減少し、5億6,830万円となった。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、10億1,295万円の経常損失を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益15億4,455万円を計上したことにより、令和4年度末の累積欠損金は95億1,513万円となり、令和3年度末と比べ縮減したものの多額である。

今後、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等が減額され、ますます厳しい経営状況となることが予想されるため、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和6年1月23日
-----	--------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,997,445,606円は、全額県の出資

イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金	278,182,000円
公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金	302,414,000円
公立大学法人奈良県立大学修学支援補助金	43,244,850円
奈良県立大学附属高等学校就学支援金	20,582,100円
私立学校等光熱費高騰対策事業補助金	3,838,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	2,114,216,696	固定負債	252,989,440
流動資産	295,715,226	流動負債	235,423,097
		負債合計	488,412,537
		資本金	1,997,445,606
		資本剰余金	△179,545,460
		利益剰余金	103,619,239
		純資産合計 (資本合計)	1,921,519,385
合 計	2,409,931,922	合 計	2,409,931,922

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	1,087,353,084	経常収益	1,129,992,344
経常費用合計(a)	1,087,353,084	経常収益合計(b)	1,129,992,344
当期純利益(b)-(a)=(c)	42,639,260		

(4) 監査の結果

財務諸表等への計上誤りについて（指摘事項）

令和4年度決算において、固定資産台帳に取得日を誤って記載したため、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）への計上誤りが認められた。

今後は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解等に基づき、財務諸表の適正な作成に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

通勤手当の誤認定について（注意事項）

通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 17,500円)認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規定に基づき、適正な認定事務の執行に取り組まれない。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和5年12月5日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000 円は、全額県の出捐

イ 令和4年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 121,385,504 円

(3) 財務の状況

貸借対照表 令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,581,768,930	流動負債	454,320,879
固定資産	444,564,636	固定負債	1,021,155,124
		負債合計	1,475,476,003
		指定正味財産	338,895,954
		一般正味財産	211,961,609
		正味財産合計	550,857,563
合 計	2,026,333,566	合 計	2,026,333,566

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	655,700,836	経常収益	620,170,606
経常外費用	0	経常外収益	68,971,761
合 計	655,700,836	合 計	689,142,367
一般正味財産増減額	33,441,531		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 株式会社東急コミュニティー	実施年月日	令和6年1月25日
-----	------------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県営住宅（紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・東高田・小泉・稗田・天理・天理南・橿原・橿原ニュータウン・坊城・阿部・纏向・山崎）及びそれらの共同施設、並びに県営住宅駐車場（西小泉・南和・秋津・吉野）

イ 指定管理業務の主な内容

上記18県営住宅団地及びそれらの共同施設、並びに4県営住宅駐車場にかかる次の業務

- ・入居者の公募並びに入居及び退去の手續に関する業務
- ・駐車場の管理に関する業務
- ・入居者への指導及び連絡に関する業務
- ・家賃、駐車場使用料及び水道使用料等の収納に関する業務
- ・県営住宅及び共同施設（駐車場等）の維持修繕に関する業務
- ・県営住宅及び共同施設（駐車場等）の保守管理に関する業務

ウ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

エ 指定管理委託料 403,684,900円（令和4年度）

(2) 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社	実施年月日	令和5年12月5日
-----	----------------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県コンベンションセンター

イ 指定管理業務の主な内容

県営プール跡地活用プロジェクト「ホテルを核とした賑わいと交流拠点整備事業（コンベンション施設等整備運営事業）」に関する以下の業務及び、それに付帯する一切の業務

- ・統括管理業務

・維持管理業務

・運営業務

ウ 指定期間 令和2年4月1日～令和17年3月31日

エ 指定管理委託料 110,897,604円（令和4年度）

（2）監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。